

## 回 答 書

工事名 : 皆実雨水排水ポンプ場機械設備工事（7-1）

	質 問 事 項	回 答
1	<p>入札公告別紙（1）イ項中の「監理技術者として専任で配置できる者」について、監理技術者制度運用マニュアル上では、工場製作のみが行われている期間は主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任は要しないとされております。</p> <p>本工事において、工場製作のみが行われている期間は監理技術者の専任を要しないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
2	<p>工場製作期間と現場据付期間の現場代理人及び監理技術者の配置について、以下の解釈に基づき配置予定してよろしいでしょうか。</p> <p><b>【工場製作期間】</b> 現場代理人は、常駐の義務がないため、他現場との兼務が可能。監理技術者は専任を要しない（質問1より）ため、他現場との兼務が可能。</p> <p>また、現場代理人と監理技術者の兼務は可能であり、その場合においても他現場との兼務が可能。</p> <p><b>【現場据付期間】</b> 現場代理人は、常駐の義務があり、他現場と兼務は不可。監理技術者は、専任とし、他現場と兼務は不可。</p>	<p>工場製作期間及び現場据付期間の現場代理人については、三原市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第2項及び第3項の通りです。</p> <p><a href="https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/153846.pdf">https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/153846.pdf</a></p> <p>工場製作期間の兼務に関する条件については、監理技術者制度運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）三（3）①の通りです。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf</a></p> <p>現場代理人及び監理技術者の配置については、約款及びマニュアルに基づき、兼務とする理由が合理的かつやむを得ないと認められる場合のみ、他現場との兼務を認めます。</p>

3	監理技術者について、工場製作期間に配置予定の者と、現場据付期間に配置予定の者を分け、それぞれ配置予定技術者として入札参加希望してよろしいでしょうか。	配置予定の技術者が複数いる場合はそれぞれ提出してください。監理技術者等の途中交代に関しては受注後、担当課と別途協議してください。
---	--	--